

AEO輸出入者を対象とする 通い容器に関する免税手続の簡素化



Authorized
Economic
Operator
Program

1. 免税手続の簡素化の対象となる通い容器

☆ 次の①及び②の両方の条件を満たす通い容器

- ① AEO輸出入者が通い容器の輸出入状況を自主管理
- ② 輸入時又は再輸入時に特例申告制度を利用

※ AEO輸出入者:AEO輸出者及びAEO輸入者の双方の承認を得ている者

※ 通い容器:関税定率法施行令第15条第2号、第32条第1号及び第33条第2号に規定するリターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器

2. 免税手続の簡素化の内容

☆ 日本から輸出した通い容器を再輸入する場合(関税定率法第14条第11号関連)

- ① 再輸入時における次の手続が全て不要
 - ・ 帳簿等の関係資料の事前提出
 - ・ 輸出申告書への材質等の記載
 - ・ 輸出許可書等の提示
- ② 複数の通い容器を再輸入しようとする場合において、その材質が異なることにより複数の税番に分類されることとなるときであっても、まとめて輸入申告を行うことが可能

☆ 外国から輸入した通い容器を再輸出する場合(関税定率法第17条第1項第2号及び第3号関連)

- ① 輸入時における次の手続が全て不要
 - ・ 引取申告及び特例申告に係る申告書への必要事項の記載
 - ・ 「再輸出貨物減免税明細書」の提出
- ② 再輸出時における次の手続が不要
 - ・ 輸入許可書等の提出及び「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」の提出

3. 実施日

☆ 平成24年10月1日(月)

AEO輸出入者以外の者を対象とする通い容器に関する免税手続の簡素化

※ AEO輸出入者:AEO輸出者及びAEO輸入者の双方の承認を得ている者

1. 免税手続の簡素化の内容

○ 日本から輸出した通い容器を再輸入する場合(関税定率法第14条第11号関連)

	現行	簡素化
○ 輸出時	・通い容器の輸出入状況に係る帳簿等の内部資料を、通関手続を行う全ての税関官署に提出	・複数の税関官署で通関手続を行う場合であっても、通い容器の輸出入状況に係る帳簿等の内部資料を通関手続を行ういずれかの税関官署に提出
○ 再輸入時	・通い容器の材質が異なる場合は、材質ごとに別々の欄に記載して輸入申告	・全ての材質を一欄にまとめて輸入申告
○ 帳簿管理	・通い容器の種類ごとに、購入個数(国内製、外国製)、廃棄個数、総個数、輸出個数、輸入個数、在庫個数を帳簿管理 ・原則として、通関手続を行う全ての税関官署に1年ごとに提出	・通い容器の種類ごとに輸入個数、輸入年月日、輸出個数、輸出年月日及び在庫個数を帳簿管理 ・原則として、複数の税関官署で通関手続を行う場合であっても、通関手続を行ったいずれかの税関官署に1年ごとに提出

○ 外国から輸入した通い容器を再輸出する場合(関税定率法第17条第1項第2号及び第3号関連)

	現行	簡素化
○ 輸入時	輸入申告書に輸入の目的及び輸出の予定地を付記	輸入申告書への付記は不要

※ 通い容器:関税定率法施行令第15条第2号、第32条第1号及び第33条第2号に規定するリターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器

※ AEO輸出入者であっても、通い容器の輸入又は再輸入時に特例申告制度を利用しない場合は、上記の手続を行う必要があります。

2. 実施日

○ 平成24年10月1日(月)